

2012年3月19日 全5頁

排出量取引マーケットレポート 2012.3.16

環境・CSR調査部
真鍋 裕子

市場介入への期待感は利食い売りで相殺か？再び€8台を割る

[要約]

■ マーケットサマリー (2012/2/17~2012/3/15)

市場介入への期待感は利食い売りで相殺か？再び€8台を割る

■ 関連トピック

新たな市場メカニズム開発に向けた国連の議論～二国間オフセット・クレジット制度の行方～：今年末に開催される COP18 に向けて、国連で「新たな市場メカニズム」の議論がスタートする。日本が提案する二国間オフセット・クレジット制度がどのような条件下で国際的に認められるか注目される。既に経済産業省と環境省において具体的プロジェクトの FS 調査が進められているが、プロジェクトを実行するためには、日本の中期目標と同制度の位置付けの明確化も必要である。

2013年以降の京都メカニズム：

日本は京都議定書第2約束期間に参加しないが、CDM など京都メカニズムから発行されるクレジットは引き続き活用していきたい方針である。環境省の発表では、現行の規定では、2013年以降日本が国際排出量取引に参加できなくなる可能性があるとのことだ。ただ、京都議定書締約国の中には、大口バイヤーとなりうる日本を排除したくないという思惑もあるため、今後の運用ルール改定の議論に注視していきたい。

日本のFIT、買取金額と期間の設定に向けて議論スタート：

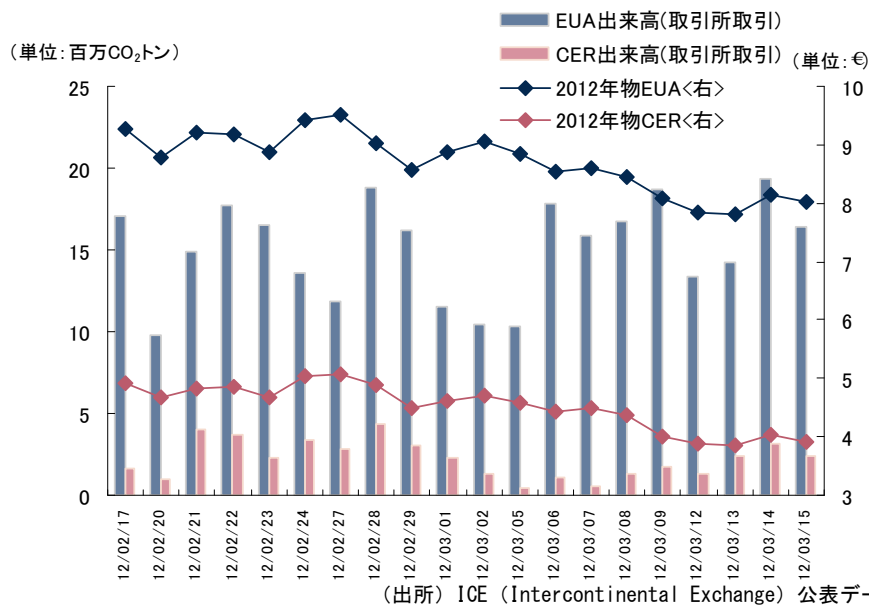
今年7月から施行される固定価格買取制度の買取価格と期間を決める「調達価格等算定委員会」がようやく始動した。買取価格と期間は、普及を左右する重要項目であるが、日本では立地規制や送電網の問題など他の導入障壁も多い。日本のエネルギー基本計画も制定されていない段階での法施行であるため、当面は試行錯誤もあるかもしれないが、柔軟な評価・見直し体制を整備しておくことが必要であろう。

マーケットサマリー (2012/2/17~2012/3/15)

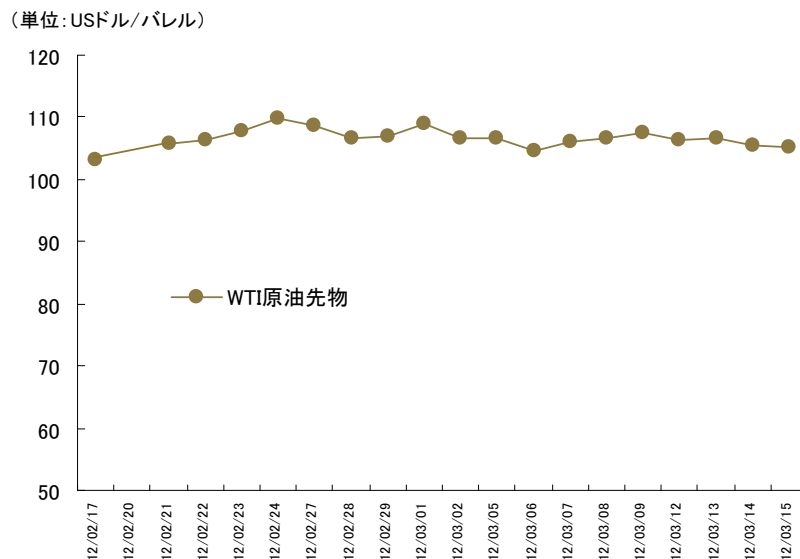
市場介入への期待感
は利食い売りで相殺
か？引き続き余剰感
あり€ 8台を割る

- 2月中旬以降、欧州経済の立ち直りや、2月末に開催される EU 議会エネルギー委員会における EUA 市場供給量制限に関する採決への期待感などを背景に、2月27日には約100日ぶりの高値となる€ 9.51 となった。しかし、2月28日に採決は可決されたものの、利食い売りが行われたと見られ、2月29日には€ 8.56 まで下落した。
- さらに、3月6日に英国オークションで EUA が市場に投入されたことや、EU の2050年までの低炭素ロードマップがポーランドの反対により合意できなかったことなどマイナス要因が影響したためか、3月13日には€ 7.80 まで下落したが、3月15日には€ 8.01 に少し戻した。

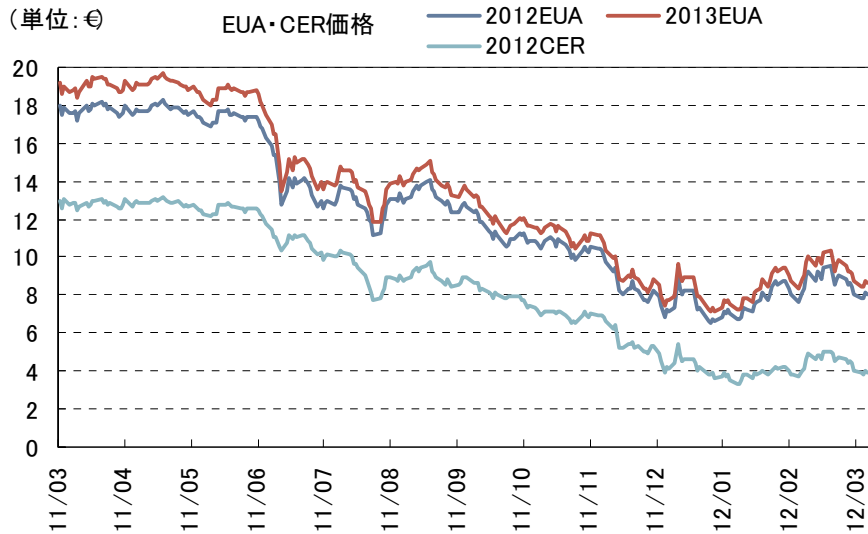
図表 1 ICE における直近の EUA/CER 価格および出来高



図表 2 原油先物価格の推移【参考】

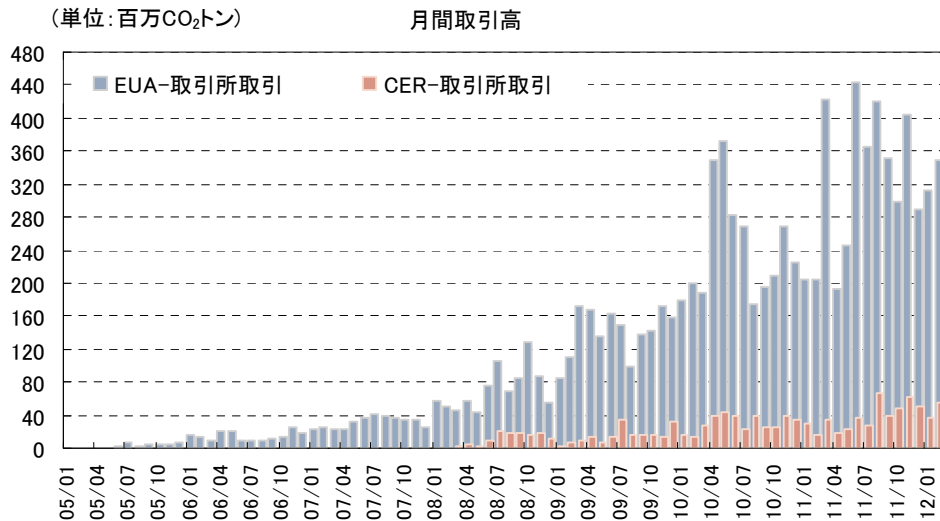


図表 3 EUA/CER 価格推移 (1 トンあたり)



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

図表 4 EUA/CER 取引高推移



(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

図表 5 EUA/CER 取引価格 (1 トンあたり)

取引所取引	先物取引	価格(単位: €)	
		2012/3/2 終値	2012/3/15 終値
CDM(CER)	2012年12月限	4.71	3.91
CDM(CER)	2013年12月限	5.55	4.70
EU-ETS(EUA)	2012年12月限	9.05	8.01
EU-ETS(EUA)	2013年12月限	9.82	8.62
EU-ETS(EUA)	2014年12月限	10.57	9.29
EU-ETS(EUA)	2015年12月限	11.46	10.06
EU-ETS(EUA)	2016年12月限	12.44	10.93

(出所) ICE (Intercontinental Exchange) 公表データより大和総研作成

関連トピック

■新たな市場メカニズム開発に向けた国連の議論

～二国間オフセット・クレジット制度の行方～

COP18での決定に向けて、新たな市場メカニズムの議論がはじまる

昨年末に開催された COP17 では、「新たな市場メカニズム」の方法・手続きを開発し、今年末の COP18 で決定することが合意された。3月9日、日本は「新たな市場メカニズム」に関する意見書¹を国連に提出し、日本が考案中の「二国間オフセット・クレジット制度」などの分散型ガバナンス（decentralized governance）の重要性を主張した。

日本は二国間オフセット・クレジット制度を提案

二国間オフセット・クレジット制度は、日本が途上国に日本の優れた技術を提供して共同プロジェクトを行い、削減された GHG 排出量を日本の中期目標達成等に活用できる仕組みである（図表 6）。現行の CDM/JI 制度では、中央集権的な手続きの不透明さと煩雑さに加えて、省エネ事業など一定の経済性が見込まれる事業が排除されていることや、中国・インドなど経済活動の大きい途上国に案件が偏ることなどが問題となっていた。目下、日本のエネルギー政策について議論している「エネルギー・環境会議」（国家戦略室）においても、同制度は日本が国際的な温暖化対策に貢献する重要なスキームとして位置づけられている。

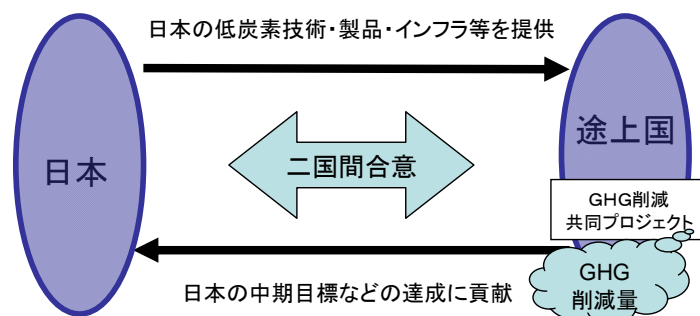
既に具体的プロジェクトのFS調査が進められている

具体的プロジェクトに関しては、既に経済産業省、環境省において FS 調査が進められている。経済産業省では平成 22～23 年度に合計 70 件、環境省では平成 23 年度に 29 件の FS 調査が行われた。省エネ設備の導入事業、交通整備事業、REDD +（プラス）²など特に日本の技術が生かせる分野でのプロジェクトが各国で計画されている。日本政府は、こうした FS 調査結果から、同制度の有用性・可能性について国際的にアピールしたい構えだ。途上国各国とも二国間・多国間交渉を重ねており（図表 7）、2013 年以降の事業実施に向けて方法論の整備や登録簿の設計など着々と準備を進めている。

プロジェクト実行のためには、日本の中期目標と同制度の位置付けの明確化が必須

今後、同制度が国際的にどのような条件下で認められるようになるか、COP18 までの国連ワークショップにおける議論が注目される。また、事業が実行されるためにはクレジット需要が見込まれなければならない。日本政府は、国際的な働きかけとともに、日本の中期目標と同制度の活用方法についても明らかにしていく必要がある。

図表 6 二国間オフセット・クレジット制度のイメージ



(出所)環境省「二国間オフセット・クレジット制度に関する環境省の取組について」（平成 24 年 3 月）より大和総研作成

¹ “Submission by Japan on various approaches, including opportunities for using markets, to enhance the cost-effectiveness of, and to promote, mitigation actions”

² 森林減少・劣化による排出抑制、森林保全、持続可能な森林管理、森林炭素蓄積の増強

図表 7 二国間・多国間協議の状況

- ・インド・メコン諸国と首脳レベルの共同声明(2010年10月)。二国間クレジットの検討に言及。
- ・ベトナムと首脳レベルで共同声明(2010年10月、2011年10月)。二国間クレジットの検討に言及。
- ・インドネシアと政府間文書で二国間メカニズムの協力に言及(2011年11月)
- ・モンゴル自然観光環境省と日本環境省で二国間メカニズムの協力に関する覚書締結(2011年12月)

(出所)環境省「二国間オフセット・クレジット制度に関する環境省の取組について」(平成24年3月)より大和総研作成

■ 2013年以降の京都メカニズム

第2約束期間に参加しない日本は、2013年以降、国際排出量取引に参加できなくなる可能性がある

日本は京都議定書第2約束期間へ参加しないことを決定しているが、2013年以降も CDM などの京都メカニズムから発行されるクレジットを活用していきたい考えだ。しかし、現行の運用ルールでは、第2約束期間に参加しない国が京都メカニズムクレジットを活用できるのかどうかに関して、規定が設けられていない。環境省は、「2013年以降の京都メカニズムについて」を発表し、2013年以降に現行の運用ルールがそのまま適用された場合の解釈を示した。同解釈によると、日本は2013年以降も CDM/JI プロジェクトからの CER/ERU の原始取得は可能であり、国別登録簿内で国内移転も可能であるとのことだ。しかし、CER/ERU を国際排出量取引において譲渡、獲得することはできないと解されるとのことである。日本の京都メカニズムクレジットの活用は限定されてしまうことになる。

今後の議論に注目だ

ただ、運用ルールについては、今年末の CMP8 (京都議定書締約国会合) 以降に必要な改正についての議論が行われる予定であり、変更される可能性もある。京都議定書締約国の中には、第2約束期間に参加しない国を排除すべきという考えがある一方、自主目標達成のために大口バイヤーとなる可能性の高い日本を排除することは得策でないと考える国も多い。今後も議論の行方を注視していきたい。

■ 日本の FIT、買取金額と期間の設定に向けて議論スタート

FIT制度の買取価格と期間を決める委員会がようやく始動

2012年7月より、日本で再生可能エネルギー特別措置法(FIT: Feed in Tariff、固定価格買取制度³)が施行される。再生可能エネルギー導入の加速が期待されているが、肝心の買取価格と期間が決まっておらず、事業者は参入に踏み切れない状況だ。3月6日、ようやく「第1回調達価格等算定委員会」が開催され、買取価格と期間の設定に関する議論が始まった。今後数回の議論を経て5月連休前までに決定するという。

日本のエネルギー政策はまだ決まっておらず、難しい判断となる

買取金額と期間は、普及の程度を左右する重要項目であるため、各事業に一定の事業収益性を見込み(IRR=10%以上を目安にするなど)決定するとのことだが、日本では立地規制や送電網の問題など社会制度上の導入障壁があり、単純に導入が進むとは考えにくい。委員からは、導入目標をどう考えるか、規制緩和の進捗状況や送電網の負担金をどう考えるのか、国民の負担金をどの程度に抑えるべきかといった論点も重要であることなどが指摘されている。同制度で先行するドイツやスペインでは、買取価格の変動に事業者が翻弄されたり、国民負担が急増するなどの問題も生じてきている。日本でも当面は試行錯誤となることが考えられるが、柔軟な評価・見直し体制を整備しておくことが必要であろう。

試行錯誤が予想されるが、柔軟な評価・見直し体制を整備することが必要だ

³ 再生可能エネルギーで発電された電気を、電気事業者が一定の価格・期間で買い取ることを義務付け、また買取費用の回収に関する仕組みを整備することで再生可能エネルギーの導入拡大を目指す制度